

# 郡上市郡上満喫体験型観光利用割引事業補助金説明書

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客の誘致を促進し、地域資源の活用及び地域経済の活性化に資するため、本市の自然、文化等を体験する商品を提供する事業者（以下「体験型観光事業者」という。）に対し補助金を交付します。

## 1. 対象となる事業者

- ・体験型観光事業者は、市内に本店又は支店等を有する法人、若しくは市内で事業を営む個人事業者
- ・新型コロナウイルス感染症防止策を実施していること。（岐阜県、市等から配布された新型コロナ対策実施店舗ステッカーを掲示していること。）
- ・市税を滞納していないこと。

## 2. 支援の内容

### ◆登録体験商品の割引

予め登録した体験商品の割引クーポンを提示した利用者に対し、割引率に応じた額を割引した場合に割引額の一部を助成します。

### ◆補助金の額（一つの体験商品に対し）※昨年度と助成内容が変更しています。

補助率：通常商品価格の25パーセント以内

上限：2,500円

※割引額が、25%に達しない場合は、補助金の額は割引額が上限となります。

※100円未満に端数が生じた場合は切捨て

## 3. 体験商品の登録

### ◆登録申請

予め市へ体験商品（インストラクター等の指導による体験メニュー）の登録申請を行っていただく必要があります。

### ◆体験商品例（インストラクター等が指導するものに限る）

ラフティング、ジップライン、パーソナルモビリティ（バギー等）、ケイビング、乗馬、サイクリング、カヌー・カヤック、シャワークライミング、スキー・スノーボードスクール、雪遊び、食品サンプル、スクリーン印刷、クラフト等

## 4. 対象となる期間

令和4年3月31日までに事業を完了する体験商品

## 5. 申請手続き

商工観光部観光課へ申請に必要な書類を提出してください。また、交付申請書兼実績報告書については、1ヵ月ごとに提出してください。

## 6. 提出書類

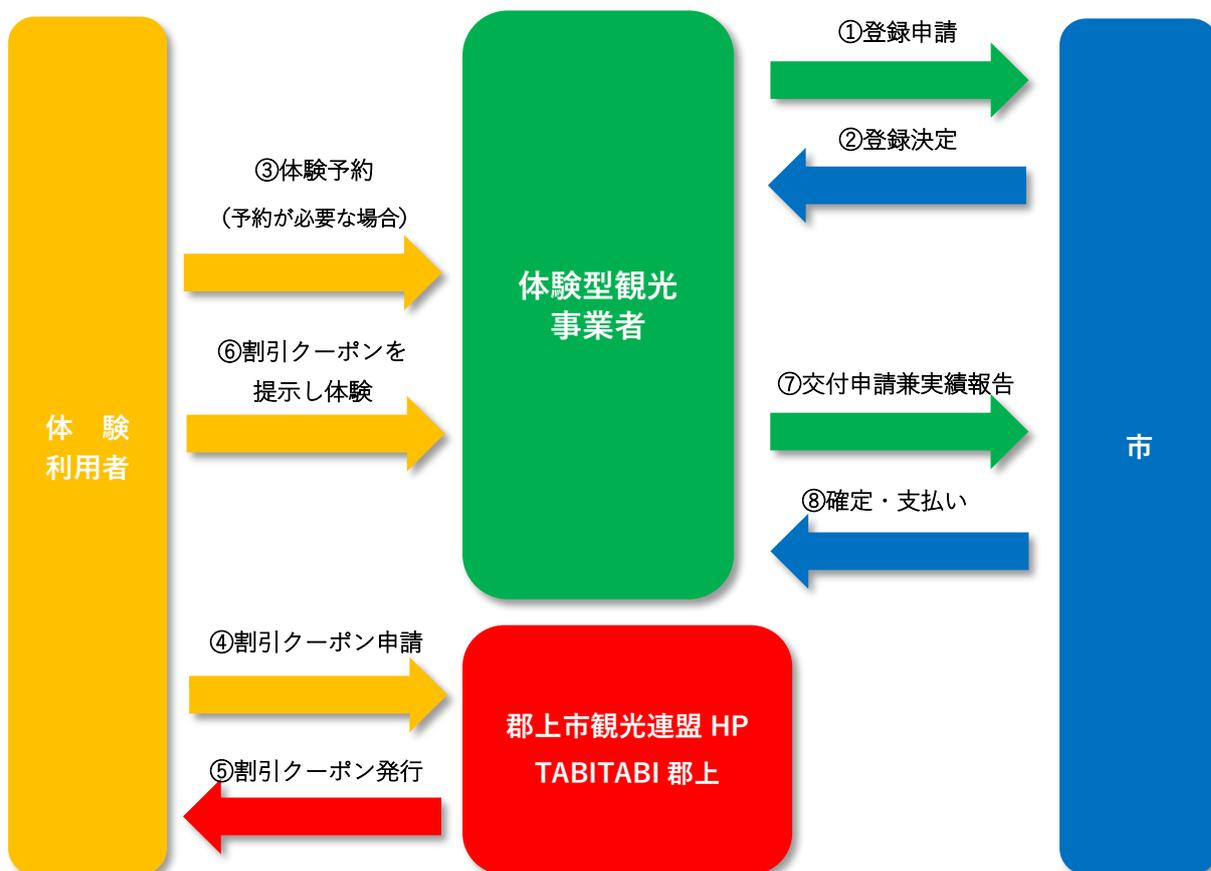
### (1) 登録申請

- ①補助金体験所品登録申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③その他市長が必要と認める書類

### (2) 交付申請書兼実績報告書

- ①交付申請書兼実績報告書（様式第4号）
- ②利用者名簿（様式第5号）（同様の内容が記載されていれば、任意様式でも可）
- ③利用者が体験商品を利用したことがわかる書類（レシート等）
- ④その他市長が必要と認める書類

## 事業スキームイメージ



※割引クーポン申請のみでは、体験の予約はできません。予約が必要な体験は、必ず体験型観光事業者へ直接予約をしていただく必要があります。

※詳細は別紙をご覧ください。